

FT-施要-第 20001-A 号
制定 2021 年 4 月 26 日
改定 2023 年 10 月 1 日

区画貫通部防火措置キット
「床埋設管用耐火シート」
施工要領書

株式会社古河テクノマテリアル

1. 製品概要

本製品は、合成樹脂製可とう電線管(PF・CD 管)の床埋戻し貫通部を防火措置するための部材です。

2. 性能

国土交通大臣認定

本製品は、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項(同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号ハ「防火区画貫通部 1 時間遮炎性能」の規定に適合するものとして、国土交通大臣認定(PS060FL-1076)を取得しています。

表-1 適用範囲

項目		仕様	
国土交通大臣認定		PS060FL-1076	
埋設貫通形態		合成樹脂製可とう電線管が床開口にモルタルで埋設されている場合	合成樹脂製可とう電線管が床にコンクリートで打ち込まれている場合
適用躯体床厚		ALC パネル厚さ 100mm 以上	RC(鉄筋コンクリート)厚さ 75mm 以上
認定条件	開口寸法	φ 160mm 以下	—
	占積率	14.1%以下	—
貫通物条件	合成樹脂製可とう電線管	PF 管:呼び径 42(外径 52.0mm)以下 CD 管:呼び径 42(外径 48.0mm)以下	
	電力ケーブル	導体断面積 150mm ² /本 以下 総合計:462mm ² 以下	

3. 標準施工図

標準施工図を図-1 に示します。

4. 品番及び構成材料

本製品の品番及び構成材料を表-2 に示します。

表-2 品番及び構成材料

品番	構成材料※	販売単位
	耐火シート	
MM22	10 枚(幅 35×長さ 220×厚さ 3.4 mm)	1 箱

※工法表示ラベル・取扱説明書が付属します。

※構成材料の仕様の詳細は、『区画貫通部防火措置キット「床埋設管用耐火シート」仕様書』を参照してください。

5. 施工手順

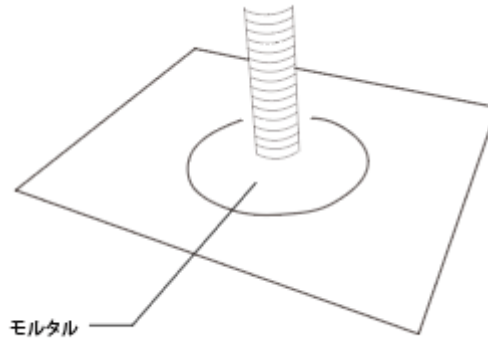
本製品の施工手順を以下に示します。

1. 施工前の確認

合成樹脂製可とう電線管の適用寸法、床の構造などが認定条件に適合していることを確認してください。

特に合成樹脂製可とう電線管が床開口にモルタルで埋め戻されている場合は、右の適合表を参考に、配管外径と開口径の組み合わせが認定通りとなっていることを確認してください。

※開口に合成樹脂製可とう電線管が複数管通されて、モルタルおよびコンクリートで埋設されている場合、本製品を施工することはできません。



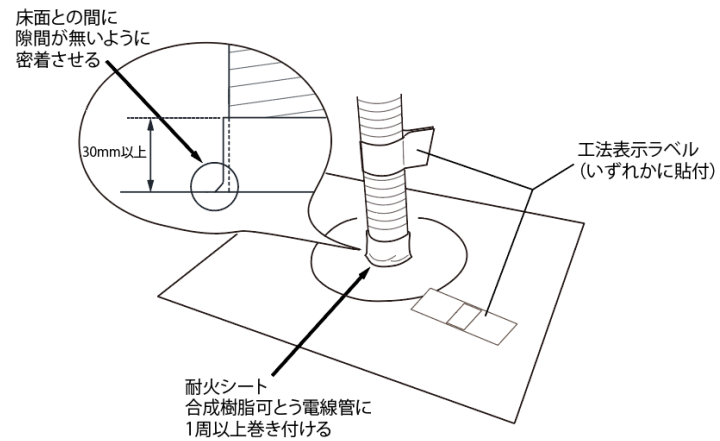
■ 適合表

管種	呼び径 (mm)	外径 (mm)	適合開口径 (mm)
PF 管	14	21.5	60～160
	16	23	65～160
	22	30.5	85～160
	28	36.5	100～160
	36	45.5	125～160
	42	52	140～160
CD 管	14	19	55～160
	16	21	60～160
	22	27.5	75～160
	28	34	95～160
	36	42	115～160
	42	48	130～160

2.耐火シート巻付け

貫通部に、耐火シート(以下耐火シート)を下記手順で巻き付けます。

- ① 耐火シート内側にある白色の剥離紙を剥がす。
- ② 耐火シートを床面及び合成樹脂製可とう電線管の間に隙間ができないよう、1 周以上巻き付ける。(合成樹脂製可とう電線管側に 30mm 以上巻き付ける)
- ③ 付属の工法表示ラベルを合成樹脂製可とう電線管もしくは開口付近に貼付する。



6. 注意事項

6.1 使用・保管・運搬



- ・ 取扱説明書、施工要領書などに記載されている認定条件をよくお読みのうえ、正しく施工してください。
- ・ 施工にあたっては、保護手袋及び保護めがねなどを必ず着用してください。
- ・ 防水、撥水の必要がある箇所については、別途防水・撥水処理を行ってください。
- ・ 合成樹脂製可とう電線管内に通線する電線・ケーブルなどについては、内線規程に従ってください。
- ・ 電線・ケーブル単体での貫通部には使用できません。
- ・ 風雨や直射日光を避けて室内または冷暗所(倉庫など)で保管してください。

6.2 廃棄




- ・ 廃棄される場合には、安全データシート(SDS)をご請求頂き、各地方自治体の規則に従って適切に廃棄してください。








7. 安全に関するご注意

ご使用の前に必ず、この「安全に関するご注意」をよくお読みいただき、正しくお使いください。ここに示した注意事項は、あなたや他の人々への危害や損害を未然に防止するためのものです。

 警告	この表示を無視して誤った取り扱いをすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示しています。
 注意	この表示を無視して誤った取り扱いをすると、人が傷害を負う可能性および物的損害のみの発生が想定される内容を示しています。

◆ 図記号の意味は、次のとおりになっています。

 注意 :	気をつける必要があることを表しています。
 禁止 :	してはいけないことを表しています。
 指示 :	しなければならないことを表しています。

 警告		床大開口部施工後は踏み抜きに注意してください。貫通部防火措置部の上に乗ったり重量物を置かないでください。
		子供・幼児の手の届くところに材料部材を置かないでください。
		単心の電力ケーブルが貫通する場合は周囲に鉄系の金具を配置しないでください。
		最大開口面積または直径以下で施工してください。
		ケーブルなどの貫通物種類および貫通物占積率は取扱説明書および認定書・評定書に従ってください。
		取扱説明書または認定書・評定書に従って施工してください。
		貫通部防火措置部の仕上がり時は隙間のできないように施工してください。
		液体状のものを扱う場合は保護めがねを着用してください。
		繊維状または粉状のものを扱う場合はマスクおよび保護めがねを着用してください。
 注意		耐熱シール材などのバテを扱う際は保護具を着用してください。
		金具を扱う場合は保護具を着用してください。
		特殊な環境下で使用される場合は事前に相談ください。
		材料は貫通部以外の部分に使用しないでください。
		防水性が要求される場合は別途施工してください。
		ケーブルまたは配管類の支持機能はありません。別途固定支持してください。
		施工完了後は工法表示ラベルを表示してください。再施工時も工法表示ラベルを更新してください。

8. 免責事項

- (1) 防火区画貫通部防火措置が認定または評定通りの耐火性能を得るためには、施工品質が大変重要になります。これらを施工するにあたり、認定・評定条件、施工方法をよくご理解いただき、施工者及び建物管理者の責任において施工及び維持管理していただきますようお願い致します。
- (2) 以下のような場合において問題が生じた場合、当社として責任を負いかねますのでご了承ください。
 - ① 認定・評定条件以外の施工を行った場合(個別の取り決めに依る仕様は除く)
 - ② 弊社指定以外の材料を使用した場合
 - ③ 本来の使用目的以外に使用した場合
 - ④ 再通線、改修工事などにおいて、不適切な施工により問題が生じた場合
 - ⑤ 「安全に関するご注意」を守らなかった場合
 - ⑥ 適切な維持・管理が行われていない場合
 - ⑦ 通常の経年変化(使用に伴う消耗、磨耗など)や経年劣化、またはこれらに伴うほこりによる仕上がりの変化の場合
 - ⑧ 周辺環境に起因する場合(例えば、酸性・アルカリ性のガス、異常な高温・低温・多湿、結露など)
 - ⑨ 躯体の変形など、製品以外の不具合に起因する場合
 - ⑩ 犬、猫、鳥、鼠、蛇などの小動物・昆虫やツルや根などの植物に起因する場合
 - ⑪ 犯罪、いたずらなどの不法な行為に起因する場合
 - ⑫ 戦争・紛争・天災その他の不可抗力による場合(例えば、暴風、豪雨、高潮、地震、落雷、洪水、地盤沈下、など)
 - ⑬ 実用化されている技術では予測不可能な現象、またはこれが原因による場合

9. その他

本施工要領書記載の内容は、製品改良などのため、お断りなく変更する場合がありますのでご了承ください。

以上

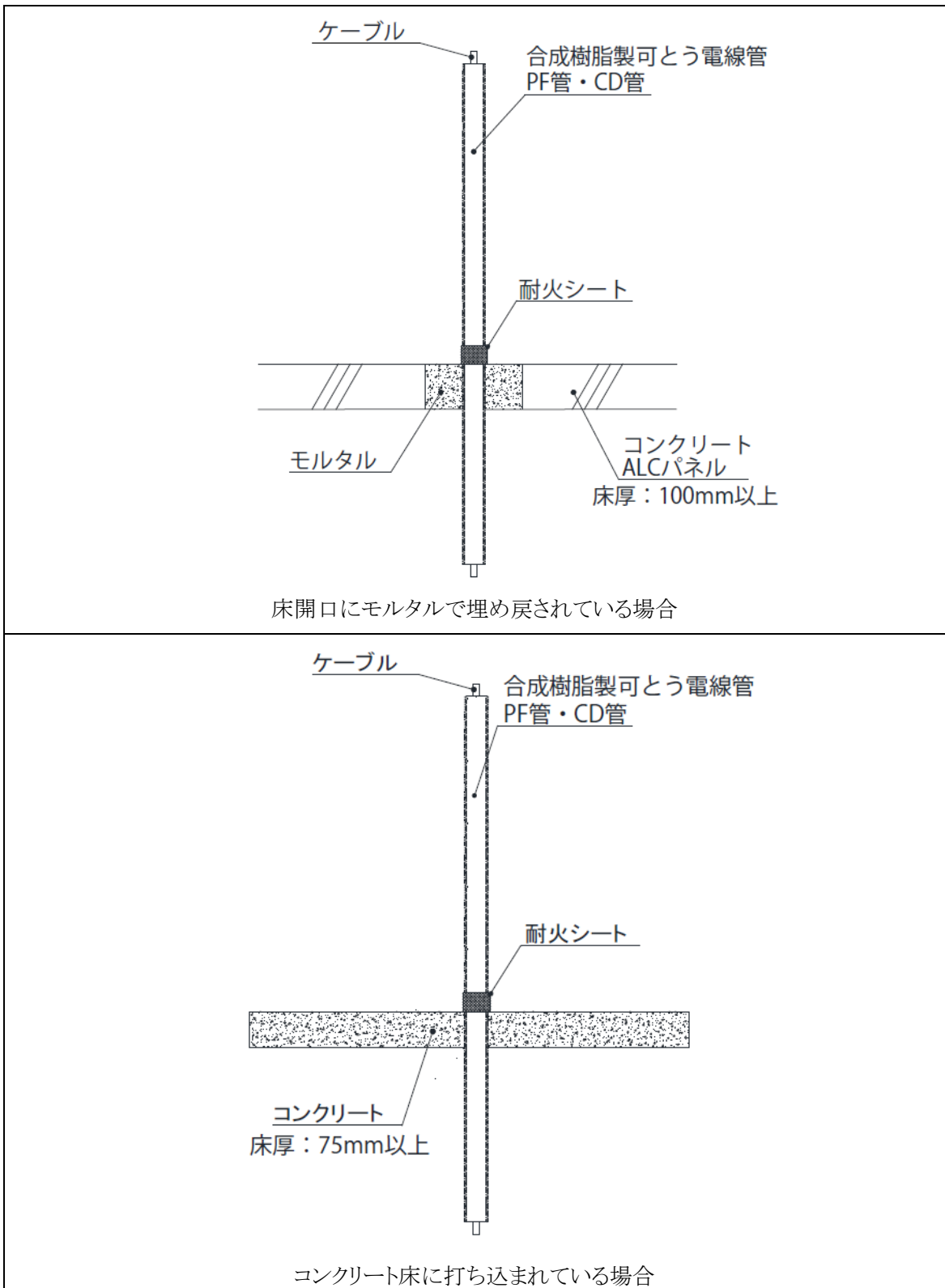


図-1 標準施工図